

## 藤沢市猫不妊・去勢手術補助金交付要綱

制定 平成 5年 4月 1日

改正 令和 6年 4月 1日

### (趣旨)

第1条 市長は、猫の不妊・去勢手術（以下「手術」という。）を普及することにより、野良猫、捨て猫等の増加及び猫による被害の防止を図るため、手術の額の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

### (補助の対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者は、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 藤沢市内に住所を有している者
- (2) 市税を滞納していない者

### (補助の対象)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる手術は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 藤沢市獣医師会に所属する獣医師が実施するもの
- (2) 藤沢市内で飼養されている飼い猫（以下「飼い猫」という。）または藤沢市内で屋外に生息する飼い主のいない猫（以下「飼主のいない猫」という。）に対し実施するもの

2 この要綱に基づく補助の対象となる手術の件数の上限は、同一年度につき次の各号のとおりとする。ただし、各号の合計件数は、3件を上限とする。

- (1) 飼い猫を対象とする手術の場合、1世帯につき1件
- (2) 飼い主のいない猫を対象とする手術の場合、1世帯につき3件

### (補助金額)

第4条 補助金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 飼い猫を対象とした手術の補助金額は、1匹につきオス2,000円、メス3,000円とする。
- (2) 飼い主のいない猫を対象とした手術の補助金額は、1匹につき、オス6,000円、メス8,000円とする。

### (補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、猫不妊・去勢手術補助金交付申請書（第1号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

### (補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査の上、交付の可否を決定し、適當と認めるものについては、猫不妊・去勢手術補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付をしないことと決定したときは、当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 補助金交付の決定を受けた者は、交付決定日から起算して3月以内に当該決定に係る手術

を実施しなければならない。ただし、当該手術の実施日は、交付決定日の属する年度の末日を超えないものとする。

(申請事項の変更等)

第7条 補助金交付の決定を受けた者は、当該決定に係る事項を変更しようとするときは、猫不妊・去勢手術補助金交付申請事項変更承認申請書（第3号様式）に決定通知書を添えて提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、適當と認めるものについては、猫不妊・去勢手術補助金交付申請事項変更承認通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、変更の承認をしないことと決定したときは、当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(手術の中止)

第8条 補助金交付の決定を受けた者は、当該決定に係る手術を中止したときは、猫不妊・去勢手術中止届（第5号様式）に決定通知書を添えて提出しなければならない。

(報告事務並びに補助金の請求及び受領の委任)

第9条 補助金交付の決定を受けた者は、手術実施後、猫不妊・去勢手術完了届（第6号様式）に請求書を添えて速やかに報告するものとする。この場合、報告事務を藤沢市獣医師会会員に、補助金の請求及び補助金の受領を手術実施動物病院の開設者に委任するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により請求を受けたときは、審査をし、適正と認めた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、猫不妊・去勢手術補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成30年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成33年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

この要綱の一部改正は、令和5年10月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。